

# 令和5年度度決算に基づく健全化判断比率等について

## 1. はじめに

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月22日法律第94号)」において、地方公共団体の財政の健全性を示す4つの指標が設けられました。

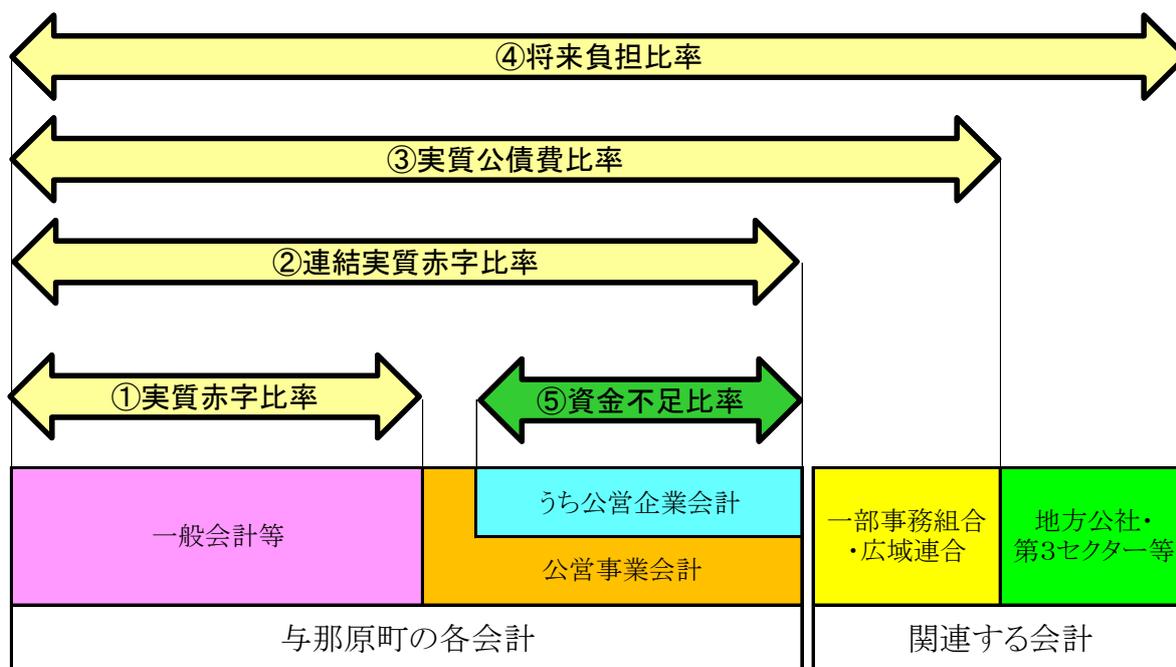
「健全化判断比率」の4つの指標とは…

- ①実質赤字比率
- ②連結実質赤字比率
- ③実質公債費比率
- ④将来負担比率

これら4つの指標のいずれかが法令で定める一定基準以上となった場合、財政健全化計画、又は、財政再生計画の策定が義務づけられます。なお、財政再生計画の策定となった場合には、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むこととなります。

その他、公営企業の経営の健全性を示す指標として、⑤資金不足比率 があります。

### 【各指標が対象とする会計】



与那原町に当てはめると…

○一般会計等は…

道路や公園、教育や福祉等を行う「一般会計」が該当します。

○公営企業会計は…

「水道事業会計」「下水道事業会計」が該当します。

○公営事業会計は…

上記の「公営企業会計」に加え、「国民健康保険特別会計」「後期高齢者医療特別会計」が該当します。

○一部事務組合・広域連合

複数の地方公共団体が事務の一部を共同で実施するための組織を指し、「南部広域行政組合」「東部消防組合」「沖縄県介護保険広域連合」「沖縄県後期高齢者医療広域連合」等が該当します。

○地方公社・第3セクター等

与那原町が設立した外郭団体等を指し、「沖縄県土地開発公社 与那原支社」が該当します。ただし、第3セクター等は、その団体が抱える負債のうち地方公共団体がその損失の補償をする契約をしているものに限りま。

## 2. 令和5年度の与那原町の状況

○「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」のいずれの指標も早期健全化基準(いわゆる「イエローカード」)を下回る水準です。

○「資金不足比率」の指標は、経営健全化基準を下回る水準です。

○現時点において、与那原町は「財政健全化計画」や「財政再建計画」の策定を求められる状況ではありません。

指 標	与那原町	対前年度比	早期健全化基準	財政再生基準	備考
① 実 質 赤 字 比 率 福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等を対象とした赤字の標準財政規模に対する比率で、一般会計等の財政運営状況を示すものです。	令和5年度	—	15.00%	20.00%	一般会計の実質収支は、1億9千万円の黒字です。 「—」は黒字を表します。
	—%				
	令和4年度				
—%	—	20.00%	30.00%	全会計の実質収支は、約7億6千万円の黒字です。 「—」は黒字を表します。	
② 連 結 実 質 赤 字 比 率 公営企業や国民健康保険などの公営事業を含めたすべての会計の赤字の標準財政規模に対する比率で、与那原町全体としての財政運営状況を示	令和5年度	—	20.00%	30.00%	全会計の実質収支は、約7億6千万円の黒字です。 「—」は黒字を表します。
	—%				
	令和4年度				
—%	0.6P	25.0%	35.0%	一般会計、一部事務組合等の地方債返済額の増加により、0.6%増加しています。	
③ 実 質 公 債 費 比 率 一般会計等が一会計年度に負担した地方債の返済額などの標準財政規模に対する比率で、資金繰り状況を示すものです。	令和5年度	0.6P	25.0%	35.0%	一般会計、一部事務組合等の地方債返済額の増加により、0.6%増加しています。
	8.0%				
	令和4年度				
7.4%	△ 3.2P	350.0%	指標なし	分子(将来負担額-充当可能財源)の減少幅約8億7千万円が、分母(標準財政規模-算入公債費等)の減少幅約6千万円を上回ったことにより、19.7%減少しています。	
令和5年度					
78.9%					
④ 将 来 負 担 比 率 一般会計等の地方債や将来支払う負担等の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いか低いかを示すものです。	令和5年度	△ 3.2P	350.0%	指標なし	分子(将来負担額-充当可能財源)の減少幅約8億7千万円が、分母(標準財政規模-算入公債費等)の減少幅約6千万円を上回ったことにより、19.7%減少しています。
	—%				
	令和4年度				
82.1%	—	経営健全化基準	指標なし	与那原町は水道事業及び下水道事業会計が対象です。 「—」は黒字を表します。	
令和5年度					
—%					
⑤ 資 金 不 足 比 率 公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率で、一般会計等の実質赤字比率にあたるものです。	令和5年度	—	20.0%	指標なし	与那原町は水道事業及び下水道事業会計が対象です。 「—」は黒字を表します。
	—%				
	令和4年度				
—%					

### ○早期健全化基準

健全化判断比率(上記①～④)の4指標のうち、いずれかが早期健全化基準以上の数値となった場合、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むこととなります。

### ○財政再生基準

将来負担比率を除く健全化判断比率の3指標(上記①～③)のうち、いずれかが財政再生基準以上となった場合、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むこととなります。

### 3. 実質収支と連結実質収支の状況

単位:千円

対象とする会計	実質収支額 (水道事業、下水道事業では 資金不足・剰余額)		
	令和5年度	令和4年度	増減
(1) 一般会計等	190,000	337,362	△ 147,362
(2) 国民健康保険特別会計	2,516	5,160	△ 2,644
(3) 後期高齢者医療特別会計	1,582	1,343	239
(4) 水道事業会計	473,698	408,653	65,045
(5) 下水道事業会計	90,226	72,498	17,728
(6) (1)～(5)の計	758,022	825,016	△ 66,994
(7) 標準財政規模	4,630,120	4,584,509	45,611
(8) 実質赤字比率 (1)÷(7)	△ 4.10%	△ 7.35%	3.25P
(9) 連結実質赤字比率 (6)÷(7)	△ 16.37%	△ 17.99%	1.62P

※(8)実質赤字比率及び(9)連結実質赤字比率の「マイナス表示」は黒字を表します。